

# 令和4年富士見市表彰者紹介

☎ 秘書広報課 ☎049-256-9187

市政発展へのご功績をたたえ、富士見市市制施行50周年記念式典で表彰状および感謝状を贈呈しました(敬称略)。



## 功労表彰

選挙または議会の同意を得て就職し、地方自治の発展に貢献された方

- 大澤啓矢 大澤英雄 嶋綾子
- 長堀善光 根岸由紀子 山中美和子
- (富士見市人権擁護委員)

正副町会長として地方自治の発展に貢献された方

- 秋吉正雄 清田正志 山本昇一

同一職業に20年以上従事され、他の模範となる優良技能をお持ちの方

- 新井武 鈴木信一郎 山田和夫
- (自動車整備業)
- 関里美
- (理容業)

- 横田昌則
- (金物販売業)

市内私立学校などに20年以上勤務し、教育の振興に貢献された方

- 大野由加里
- (私立幼稚園教諭)

市内各種文化、スポーツ団体の役員として10年以上活動し、功績著しい方

- 牧壽夫
- (富士見市国際友好協会)
- 田村怜 渡邊統一 植松珠代
- (富士見市文化協会)
- 谷美恵子 富田美枝子
- (富士見市スポーツ協会)

市民の健康管理、保健衛生の向上に貢献された方

- 大月晃 山浦玄州
- (富士見市歯科医師会)

審議会、協議会、委員会などの委員、役員または編集委員で市政発展のために貢献された方

- 木内芳弘 梅田昌照 栗原昭
- 千種秀信 中澤佳珠代
- (富士見市都市計画審議会委員)
- 佐世芳
- (富士見市情報公開・個人情報保護審査会委員)
- 新山宏 湊貞一
- (富士見市情報公開・個人情報保護審査会委員)
- 大久保善郎 吉川節男 塩入たま江 松本伸行
- (富士見市文化財審議会委員)
- 吉川幸子
- (富士見市男女共同参画社会確立協議会委員)

- 梶祐規郎
- (富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理審議会)
- 尾形忠男 古賀正信
- (富士見市環境施策推進市民会議)
- 荒川照子 石川好子 遠藤宏子 氣賀澤明子
- 小宮政代 近藤恵子 佐々木三枝子 佐藤八重子
- 渋谷満子 白石幸子 新藤綾子 鈴木英子
- 田中弘子 峠美代子 長根喜代子 小林芳子
- 長堀厚子 堀口七重 松島幸子 宮本静枝
- (富士見市食生活改善推進員)
- 黒澤聡美 桑名文男 本多明美
- (つるせ公民館だより編集委員)
- 上原みつ子 本田和子
- (水谷東公民館だより編集委員)
- 新井紀子 新井博海 表紀子
- 加藤和代 松下佳子 三塚好江
- (南畑公民館だより編集委員)

文化、スポーツなどで優秀な成績を修め、郷土の名譽を高めた方

- 新井真央(卓球)
- 大内碧真(野球)
- 小縣美知子(テニス)
- 神谷零(競泳)
- 狩野耕助(卓球)
- 狩野琴春(卓球)
- 川上風花(陸上競技)
- 柴拓夢(スポーツ射撃)
- 鈴木瑠華(競泳)
- 高野真愛(競泳)
- 中谷奏空(アーティスティックスイミング)
- 中谷陽香(競泳)
- 長谷川純女(アーティスティックスイミング)
- 花谷秀志(卓球)
- 福井飛翔(バドミントン)
- 松波咲治(水球)
- 森くるみ(サッカー)
- 守友陽花莉(競泳)
- 吉田遥斗(卓球)
- 吉原優花(競泳)
- イコール関沢(ドッジボール)
- 富士見市立西中学校男子バレーボール部

民生委員・児童委員として社会福祉の増進に貢献された方

- 秋元節子 石田洋子 内田きよ子 北村典子
- 近藤静江 齊藤喜代子 笹森やさ 清水忍
- 田村はま 入戸野文江 藤井孝容 本間千恵子
- (民生委員・児童委員)

## 善行表彰

- 熊井則子 簀戸長生 萩原弘
- 両角秀子 吉田信一郎
- (つるせ西だより編集委員)

消防団員として市民生活の安全に尽力し、功績が特に優れた方

- 新井佳佑 内田武志
- 高橋大輝 水村康幸

## 篤志表彰

公益の為に30万円相当以上の寄附をされた個人および団体

- 梅田智広
- 尾谷昭良
- あいおいニッセイ同和損害保険(株)「MS&AD ゆにぞんスマイルクラブ」
- (一社)埼玉県トラック協会
- (株)ウィード
- (株)エフケイ
- (株)ノジマ
- (株)パール・オネスト
- (株)ライフパディ
- 大東ガス(株)
- 筑波ダイカスト工業(株)
- メイジテクノ(株)

## 感謝状贈呈

公益の為に複数年にわたり多額の金品などを寄附された方

- 川口信用金庫

## ★50th 令和5年3月31日まで市内3駅で放送 ももいろクローバーZ発車メロディー

☎ シティプロモーション課 ☎049-256-7894

市内3駅で、富士見市PR特別大使のももいろクローバーZの楽曲を使った発車メロディーが放送されます。また、5月31日(火)までは、ももクロオリジナルヘッドマーク付車両も運行されます。

放送楽曲	駅名・番線
走れ！-ZZ ver.-	みずほ台駅1・2番線(下り・上り) ふじみ野駅1番線(下り)
行くぜっ！怪盗少女 -ZZ ver.-	鶴瀬駅1・2番線(下り・上り) ふじみ野駅4番線(上り)
ニッポン笑顔百景 -ZZ ver.-	ふじみ野駅2番線(下り)
笑一笑 ～シャオイーシャオ！～	ふじみ野駅3番線(上り)



ふじみ野駅で開催された発車メロディー出発式

## ★50th FUJIMI☆音楽祭～キラリ☆カガヤク2DAYS!!～ 市民合唱団団員募集

☎ 文化・スポーツ振興課 ☎049-257-6352

11月19日(土)・20日(日)に開催予定の「FUJIMI☆音楽祭」で、2日目にプロオーケストラと「第九」を合唱します。練習会を月2回程度、平日夜間を中心に市内公共施設などで実施します。

**対象** 練習に参加可能な高校生以上の合唱経験者 **定員** 男声・女声 各40人程度

**参加費** 10,000円(講師謝礼ほか) ※楽譜代など別途

**申込** 6月17日(金)(必着)までに申込用紙に記入し、郵送または直接お申し込みください。

※申込用紙は市ホームページ、文化・スポーツ振興課、各公民館・交流センター・図書館、キラリ☆ふじみにあります。

※市ホームページからも応募可 【あて先】〒354-8511 (所在地は記載不要)富士見市役所文化・スポーツ振興課



## ★50th 富士見市市制施行50周年 記念グッズ販売中

☎ シティプロモーション課 ☎049-256-7894

富士見市地域活性化研究会(愛称：ふじみ☆ラボ)が市制施行50周年を記念して作製したグッズを販売しています。

### 販売商品

- ピンバッジ 300円(税込)
- クリアファイル 150円(税込)
- ステンレスボトル(約195ml) 800円(税込)
- エコバッグ(カーキ、ネイビー) 700円(税込)

### 販売場所

- 地場産品ショップゆい(市役所1階)
- シティプロモーション課



## i 市のPR映像を作成しました

☎ シティプロモーション課 ☎049-256-7894

市の魅力を広く発信するため、市のPR映像「ちなみに富士見！」とふわっぴーのアニメーション動画を作成しました。市ホームページ、市役所1階待合スペースのモニターなどでご覧いただけます。



### 富士見市PR映像 「ちなみに富士見！」

富士見市PR大使の板倉俊之さんと飯田里穂さんが市内の魅力スポットを紹介します。



### ふわっぴー アニメーション動画

富士見市マスコットキャラクター「ふわっぴー」が市の魅力を伝えます。



## 市議会からの お知らせ

☎ 議会事務局 ☎049-265-7800

### ■ 市議会副議長を選出

令和4年第1回富士見市議会定例会で、副議長に勝山祥氏(所属党派:草の根、当選回数:3回)が選出されました。



勝山 祥 氏

### 市議会6月定例会のお知らせ

開会 5月31日(火)

請願・陳情の提出期限

5月16日(月)正午

※詳しくはお問い合わせください。



## 農業経営改善支援事業 補助金

☎ 農業振興課 ☎255

自然環境の負荷の軽減と住環境に配慮した農業を推進し、農産物の生産性の向上と農作業の効率化を図るための事業を支援します。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

**対象** 営農している農業者、農業者団体

対象事業	内容
生分解性マルチ利用推進事業	土壌中の微生物によって分解される資材の購入経費
生物的防除品利用推進事業	生物的防除品(フェロモントラップなど)の購入経費
土壌診断事業	土壌改良を行うための土壌診断の経費
農業用プラスチック資材等廃棄処分事業	農業用プラスチック資材や農薬の廃棄処分の経費

**補助金額** 購入や処分などにかかる経費の2分の1



## 認定農業者等チャレンジ支援事業補助金

☎ 農業振興課 ☎255

農業経営の改善または規模拡大、農業の担い手の育成を図るための事業を支援します。

### 対象

- ①認定農業者・認定新規就農者
- ②上記①を含む農業者団体

### 補助金交付回数

**【対象者①】**「農業経営改善計画」または「青年等就農計画」の認定期間(5年間)内に3回まで(年度1回)

**【対象者②】** 毎年度1回まで

**補助金額** 購入または設置にかかる経費(20万円以上)の2分の1(上限100万円)

対象事業	内容(例)
農業経営の改善または規模拡大を図るための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農作業・労働の効率化、省力化を図るための農業用機械の購入経費</li> <li>● 作付けする品種用に使用する農機具の購入経費</li> <li>● 6次産業化に伴う付帯施設の設置や機械などの購入経費</li> </ul>
農業の担い手の育成を図るための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 園芸用ハウスなどの資材(包装資材・農薬などの消耗品は除く)の購入経費</li> </ul>



申請前にご相談ください。交付決定前に事業に着手すると補助の対象となりません。必ず交付決定後に開始してください。



## 空家に関する 補助金

☎ 建築指導課 ☎049-252-7127

空家の除去や改修など、空家対策に係るさまざまな補助金を交付します。詳しくは市ホームページをご覧ください。



交付決定前に事業に着手すると補助の対象となりません。必ず交付決定後に開始してください。

補助対象	補助率・額	おもな要件など
空家の解体	1/3 (上限30万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅であること</li> <li>● 1年以上居住・使用のないこと</li> <li>● 市内業者による工事であること</li> </ul> ※空家解体後の土地に係る固定資産税・都市計画税の増額分も補助できる場合あり
空家の活用(改修費用)	2/3 (上限80万円)	地域コミュニティの活性化に資する事業であること
隣地と統合	①1/2(上限50万円) ②1/3(上限30万円)	①未接道地とその隣地の統合 ②50㎡未満の狭小地とその隣地の統合
移住・定住(改修費用)	1/3 (上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 築22年以上で、現在の耐震基準を満たしていること</li> <li>● 購入した空家を改修して居住すること</li> </ul>



空き店舗を活用する新規出店者を支援します

## 商店街空き店舗出店支援事業補助金

☎ 産業経済課 ☎049-257-6827

市内空き店舗を活用した新規出店者などに、店舗の改装工事費と賃借料の経費の一部を補助します。

**対象** 次のいずれかの事業者（出店地域の商店街の推薦を受けていること）

- 商店街など（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体）
- 新規出店者（個人または法人）

<b>対象物件</b>	過去に事業用として使用された実績があり、3か月以上継続して空き店舗となっている物件 【次のいずれかの物件は除く】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大規模小売店舗立地法対象の施設内のテナント</li> <li>• 店舗兼住宅で、住宅部分と店舗部分が明確に分離できないもの</li> <li>• 店舗部分が3階以上にあるもの</li> </ul>
<b>対象事業</b>	2年以上の継続営業が見込まれる次のいずれかの事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商店街などが実施する共同事業</li> <li>• 新規出店者が行う小売業、飲食業またはサービス業</li> <li>• そのほか、商店街や新規出店者などが行う事業で、商店街のにぎわいの創出に寄与すると市長が認めるもの</li> </ul>

**補助金額** 補助限度額：1件につき90万円

対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
改修などに係る経費	1/3	30万円	初年度1回
賃借料（敷金・礼金を除く）	1/2	5万円/月	12か月以内

**申請方法** 申請書に記入し、必要書類を添えて直接提出してください。

※申請書は市ホームページ、産業経済課にあります。



交付決定前に改装工事などを開始すると補助の対象となりません。必ず交付決定後に開始してください。



頑張る市内事業者を支援します

## 中小企業チャレンジ支援事業補助金

☎ 産業経済課 ☎049-257-6827

市内中小企業などの競争力強化と地域産業の活性化のため、市内中小企業者などが新たにに取り組む事業に、その経費の一部を補助します。令和4年度からは、経営革新事業も対象となりました。※申請書は市ホームページ、産業経済課にあります。



交付決定前に事業に着手すると補助の対象となりません。必ず交付決定後に開始してください。

対象事業	対象事業者の要件 (市内に事業所があること)	対象経費	補助率	補助限度額	
経営改善事業 (計画期間中のもの)	経営革新計画を策定し、県知事の承認を受けている中小企業者など	現に営業している市内の店舗などにおける改装工事に要する費用	1/3以内	30万円	
研究開発事業	製造業、情報通信業、そのほか市長が必要と認める業種の中小企業者など	特許出願・特許出願審査請求に要する経費など	1/2以内	10万円	
人材育成事業	中小企業者などの代表者またはその従業員が行うもの	資格取得を伴う講習会の受講料と受験料（同時に、最大2人分まで）	1/2以内	1人につき2万円	
販路開拓事業	中小企業者などの代表者またはその従業員が行うもの	ホームページの新規作成とリニューアルにかかる費用	1/3以内	5万円	
<b>D X 化 事 業</b>	テレワーク環境整備事業	申請時に6か月以上雇用している常時雇用従業員が2人以上いる中小企業者など	1/2以内	30万円	
	生産性向上支援事業	中小企業者などの代表者またはその従業員が行うもの	先端設備等導入計画に基づく機器などの購入費用 デジタル化の設備費用とソフトウェア購入費用	1/2以内	50万円 10万円
	キャッシュレス決済導入事業	中小企業者などの代表者またはその従業員が行うもの	研修会費用およびコンサルティング費用 備品購入費用、工事費用および手数料	1/2以内	10万円 5万円
経営革新事業 (計画期間中のもの)	経営革新計画を策定し、令和4年4月1日以降に県知事の承認を受けている中小企業者など	—	—	5万円	



## 中小企業者事業継続支援給付金

☎ 産業経済課 ☎049-257-6827

新型コロナウイルス感染症関連融資を受けた市内中小企業者に対して、返済に係る事業者の負担軽減を図り、事業継続を支援します。

**対象** 次のすべてに該当する中小企業者(個人事業主を含む)

- 3か月以上引き続き市内で事業を営み、今後も市内で事業を継続していく意思がある
- 新型コロナウイルス感染症関連融資を受けている
- 該当融資の額が30万円以上である
- 該当融資の実行日が令和2年1月29日～令和4年12月31日である

**給付額** 10万円

**申請方法** 5月23日(月)～令和5年1月31日(火)(消印有効)に申請書に記入し、必要書類を添えて郵送してください。

※申請書やガイドラインは市ホームページ、産業経済課、各公民館・出張所、富士見市商工会にあります。

**【あて先】** 〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所産業経済課

**問合せ専用ダイヤル** ☎049-265-5033

**開設期間** 5月23日(月)～令和5年1月31日(火)

**受付時間** 午前9時～午後5時

※土・日・祝を除く。開設期間以外は、産業経済課にお問い合わせください。



## 経営のプロが課題の解決まで伴走します 経営・創業相談

☎ 産業経済課 ☎049-257-6827



創業準備、新規事業の始め方や効果的な宣伝方法、売れる商品・サービス、経営状況の分析、資金繰りのアドバイスなど、さまざまな相談に応じます(無料)。

**とき** 毎週月曜または木曜(1枠2時間)

午前10時～正午、午後1時～3時、午後3時～5時

**場所** 市役所第2相談室

**対象** 市内に本店または店舗が所在する事業者の方、市内在住のフリーランスの方

**アドバイザー**

- 麻生浩之氏(元日本政策金融公庫舞鶴支店長)
- 猪瀬典夫氏(技術士)
- 門脇隆氏(三井金属鉱業(株)名誉顧問)
- 臺幸好氏((一財)生涯学習開発財団認定プロフェッショナルコーチ)
- 西村聖司氏(中小企業診断士)
- 西本則子氏(消費生活アドバイザー)
- 三上康一氏(中小企業診断士)

**持ち物** 企画書、計画書、決算報告書、売上明細など(質問内容による)

**申込** 希望日の3日前までに直接または電話でお申込みください。

※アドバイザーの希望は予約時にお知らせください。



## 後期高齢者医療保険料の見直し

☎ 保険年金課 ☎049-252-7114

後期高齢者医療保険の年間保険料は、均等割額と所得割額の合計です。所得割率と均等割額は2年ごとに見直され、今年は右表のとおりになります。

**所得割額 + 均等割額 = 年間の保険料(賦課限度額66万円)**

<b>所得割額</b>	【令和3年中の所得金額 - 43万円(合計所得金額2,400万円以下の場合)】 × 所得割率(8.38/100)
<b>均等割額</b>	44,170円

※年度の途中で納付義務と資格の発生・消滅があるときは月割で算定

### ■ 所得の少ない方に対する軽減

世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が下表に該当する場合は、保険料額が軽減されます。詳しくはお問い合わせください。

世帯の所得額	均等割額
43万円 + 10万円 × (世帯の年金・給与所得者の数 - 1) * 以下	13,250円 (7割軽減)
43万円 + 28.5万円 × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (世帯の年金・給与所得者の数 - 1) * 以下	22,080円 (5割軽減)
43万円 + 52万円 × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (世帯の年金・給与所得者の数 - 1) * 以下	35,330円 (2割軽減)

※【+10万円 × (世帯の年金・給与所得者の数 - 1)】の計算式は世帯の年金・給与所得者の数が2人以上の場合に適用

### ■ 被用者保険の被扶養者だった方に対する軽減

後期高齢者医療制度の資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者であった方の後期高齢者医療保険料は、下表のとおりです。

<b>所得割額</b>	負担なし
<b>均等割額</b>	22,080円(5割軽減) ※後期高齢者医療保険制度加入後、2年間。 ※所得の少ない方に対する軽減にも該当する場合、軽減割合の高い方を適用します。



高校・大学などの教育資金に係る

## 利子補給制度が新しくなりました

☎ 教育政策課 ☎611

令和3年4月以降に高校、大学などへの修学のために日本政策金融公庫の教育一般貸付(入学資金、在学資金)を受けた方に対し、返済利子(延滞利子を除く)の一部を助成する制度です。

※令和2年度までに教育一般貸付(入学資金)を借り入れた方は旧制度の対象です。

**対象** 令和3年度に高校、大学、専修学校などに修学した方またはその保護者で、次のすべてに該当する方

- 市内に住民登録があり、居住している方
- 市税を滞納していない方
- 日本政策金融公庫から教育資金の融資を受けている方(修学する学校ごとに1回のみ)

**対象利子** 令和3年4月～令和4年3月に支払いをしたもの

**利子補給期間** 在籍する学校の正規の修学期間

**申請期間** 7月末日まで

**申請方法** 申請書に記入し、必要書類を添えて郵送または直接提出してください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



【あて先】〒354-0021 鶴馬1873-1 富士見市教育委員会教育政策課

### 利子補給額

借入に係る利子の年額(上限1万7千円)を助成します。

#### 例1)大学の入学資金の融資を受けた場合

利子補給額 × 利子補給期間 = 4年間で  
 上限1万7千円 × 4年 = 最大6万8千円

#### 例2)高校2年生の在学資金の融資を受けた場合

利子補給額 × 利子補給期間 = 2年間で  
 上限1万7千円 × 2年 = 最大3万4千円

※修学期間、利子の額などにより変動します。

### 日本政策金融公庫の教育一般貸付

高校、大学などに入学または在学するお子さんのいる家庭を対象とした国の教育ローンです。

☎日本政策金融公庫川越支店(申込相談) ☎049-246-4171  
 教育ローンコールセンター ☎0570-008656



## 民生委員・児童委員の日 活動強化週間

☎ 福祉政策課 ☎049-252-7102

5月12日から1週間を「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」として、民生委員・児童委員の活動をより多くの方に理解してもらうため、PR紙の全戸配布などを行います。

日ごろの生活でお困りのことがあればお住まいの地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

私たちは「広げよう、地域に根ざした思いやり」の考えのもと、さまざまな活動を行っています。日ごろの生活でお困りのことなどがあれば、気軽に近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

また、多くの方と触れ合える民生委員・児童委員活動はとてもやりがいがあります。一緒に活動をはじめませんか。

富士見市民生委員児童委員協議会連合会  
 会長 關知枝さん



40歳代男性の民生委員・児童委員はとても珍しく、地域の方々に受け入れてもらえるか不安でしたが、私にしかできないことがあると思います、委員になりました。

地域の方々に親しまれる民生委員・児童委員になり、より多くの困りごとの相談を適切な支援につなげられるよう励んでいきます。

鶴瀬西地区民生委員児童委員協議会  
 吉成秋治さん



### 民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアで、地域で生活する住民の一員として、生活のさまざまな相談に応じています。相談内容にあわせて、福祉サービスの紹介や地域の専門機関との「つなぎ役」もしています。また、子どもや子育てに関することを専門に担当する主任児童委員もいます。

お住まいの地域の民生委員・児童委員は、市ホームページをご覧ください。





## 市税などは納期限内に納めましょう

☎ 収税課 ☎049-252-7118

納税は、便利な口座振替をご利用ください。  
国民健康保険税などの納付は、特別徴収(年金からの天引き)を除き、口座振替が原則となりました。



### 令和4年度市税などの納期一覧

	市・県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税
5月		第1期5/31	第1期5/31	
6月	第1期6/30			
7月		第2期8/1		第1期8/1
8月	第2期8/31			第2期8/31
9月				第3期9/30
10月	第3期10/31			第4期10/31
11月				第5期11/30
12月		第3期12/26		第6期12/26
R5.1月	第4期1/31			第7期1/31
2月		第4期2/28		第8期2/28
3月				第9期3/31

### 市税などを納付できる スマートフォン決済アプリの種類が増えます

LINE Payに加え、PayPay、au PAY、d払い、J-Coin Payが利用可能になりました。

開始日 4月28日

※納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付は利用できません。



### 市税などの納付方法

	納付方法	納付時間	限度額	納税者負担
口座振替	銀行口座から引落	—	上限なし	負担なし
銀行など	窓口	営業時間	1件30万円まで	
コンビニ	レジ			
モバイルレジ	インターネットバンキング	24時間365日		
	クレジットカード			
対応アプリ(電子決済)	LINE Pay PayPay au PAY d払い J-Coin Pay			負担なし



## 軽自動車税(種別割)の減免制度

☎ 税務課 ☎049-252-7115

複数の自動車をお持ちの方はいずれか1台が対象です。

### 身体障がい者などの減免(初めての方)

対象 次の両方を満たす方が所有する軽自動車

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちの方
- 障がいの程度が一定以上の方

### 【次の場合も対象となります】

- 手帳をお持ちの方と同一生計の方が、所有する車をおもに手帳をお持ちの方のために運転する場合
- 障がい者などのみで構成される世帯の方が所有する車を、常時介護する方が運転する場合

### 生活扶助を受けている方の減免

対象 生活保護法の規定により生活扶助を受けている方が所有または使用する軽自動車

### 申請方法など

(必ず納付前に申請してください。納付後は対象となりません)

申請方法 必要書類などを税務課に郵送または直接提出してください。詳しくはお問い合わせください。

申請期限 5月24日(火)(消印有効)

### 必要書類

- 減免申請書
  - 対象の車を運転する方の運転免許証
  - 車検証
  - 障害者手帳など(身体障がい者などの減免)
  - 生活保護受給証明書(生活扶助受給者の減免)
  - 令和4年度軽自動車税(種別割)納税通知書
  - 納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード、および本人確認書類
  - そのほか要件を満たすために必要な書類
  - 【手帳をお持ちの方と車を所有する方が同じ住所でない場合】同一生計であることが確認できるもの(扶養親族であることが確認できる健康保険証など)
- ※郵送の場合、運転免許証、車検証、障害者手帳などは写しをお送りください。





# 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

☎ 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 ☎080-3406-4843・080-9677-1280

## ■ 申請期限が6月30日(木)まで延長

特例貸付を利用できない世帯の就労による自立を図るため、支援金を支給しています。支援金の支給には収入要件、資産要件、求職活動等要件などがあります。

また、初回の支給期間中に求職活動を行ったが自立への移行が困難な方には、再支給しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



## 支給額(月額)

単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
6万円	8万円	10万円

※住居確保給付金との併給が可能です。

## 期間延長にともなう変更点

再貸付終了等要件	都道府県社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯または6月までに借り終わる世帯
総合支援資金(初回)貸付終了等要件	都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金と総合支援資金(初回)を借り終わった世帯または6月までに借り終わる世帯

**支給期間** 初回、再支給いずれも3か月間

**申請方法** 申請書に記入し、必要書類を添えて原則郵送で提出してください。

※申請書は、総合支援資金の再貸付を借り終わった方などに順次郵送しています。市ホームページからもダウンロードできます。

【あて先】〒354-0021 鶴馬1932-7

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給担当(市民福祉活動センターぱれっと内)



## 職員の人事異動(4月1日付)

(カッコ内は異動前の役職)

☎ 職員課 ☎219

### ■ 市長部局

#### 【部長級】

経済環境部理事[志木地区衛生組合派遣](議会議務局長) 本多忠嗣

#### 【副部長級】

都市整備部副部長兼都市計画課長事務取扱(下水道課長) 新井雅彦◆会計管理者兼会計室長(税務課長) 佐々木恵司

#### 【課長級】

危機管理課長(生涯学習課長) 深迫国宏◆公共施設マネジメント課長(都市計画課長) 高橋一弥◆新庁舎整備室長(公共施設マネジメント課長) 平澤謙一◆人権・市民相談課長(福祉政策課長兼新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室長) 皆川賢治◆ふじみ野交流センター所長兼ピアザふじみ館長(人権・市民相談課長) 中嶋泰裕◆鶴瀬西交流センター所長兼みずほ台コミュニティセンター館長(文化・スポーツ振興課オリンピック・パラリンピック担当課長) 鳥海謙一◆税務課長(財政課副課長) 吉田啓一◆子ども未来応援センター所長(障がい福祉課長) 益子俊之◆福祉政策課長兼新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室長(福祉政策課副課長) 須藤秀喜◆障がい福祉課長(障がい福祉課副課長) 水口優花◆農業振興課長(農業委員会事務局局長併任)(環境課長) 村木保之◆環境課長(鶴瀬西交流センター所長兼みずほ台コミュニティセンター館長) 大堀一敏◆建築指導課長(建築指導課副課長) 真中剛◆下水道課長(建築指導課長) 浅見孝久

### ■ 議会議務局

#### 【副部長級】

議会議務局長(危機管理課長) 近藤徹

### ■ 農業委員会事務局

#### 【課長級】

農業委員会事務局局長(農業振興課長併任)(環境課長) 村木保之

### ■ 教育委員会

#### 【副部長級】

教育部長事務代理(会計管理者兼会計室長) 磯谷雅之

#### 【課長級】

生涯学習課長(子ども未来応援センター所長) 土田宗孝◆小中学校連携教育推進担当課長兼指導主事(県教育委員会から) 大竹宏治◆南畑公民館長(ふじみ野交流センター所長兼ピアザふじみ館長) 落合一志◆水谷東公民館長(水道課副課長) 利田教子

### ■ 退職(3月31日付)

#### 【部長級】

林みどり(教育部長)

#### 【課長級】

谷合正史(農業振興課長(農業委員会事務局局長併任))◆齊藤七実(小中学校連携教育推進担当課長兼指導主事(県教育委員会帰任))◆荒居良宏(南畑公民館長)◆山崎哲正(水谷東公民館長)